

婦人局調査資料 No.10.

在宅就業訪問調査結果報告書

平成元年

労働省婦人局

は し が き

この報告書は、昭和63年10月から11月にかけて実施した「昭和63年在宅就業訪問調査」の結果をとりまとめたものである。

近年在宅就業として新しいタイプのもが増加してきており、特にME化等の技術革新の急速な進展を背景に、ME機器を用いて自宅で行う就業形態が普及しつつある。

ME機器を用いた在宅就業に就いている者は、同種業務の就労経験がある既婚有子の女子が中心となっているが、その作業実態は必ずしも十分に把握されていない。

この調査は、こうした在宅就業の作業形態、作業時間、作業環境、災害発生状況及び契約内容等について、その実態を把握することを目的として実施したものである。

なお、調査の実施に当たり、多大の御協力をいただいた調査企業をはじめ、関係各位に厚く謝意を表する。

平成 元 年 3 月

労働省 婦 人 局 長

目 次

I	調査の概要	1
II	事業所調査結果の概要	3
1.	調査対象事業所の概要	3
2.	在宅就業制度導入の時期、目的	4
3.	在宅就業従事者の構成	4
4.	使用機器に関する状況	5
5.	在宅就業者の報酬等に関する状況	6
6.	就業時間管理の状況	7
7.	在宅就業者の募集、選抜方法等	8
8.	教育、指導状況	9
9.	在宅就業者の健康管理	10
10.	在宅就業制度の導入結果の状況	11
III	個人調査結果の概要	13
1.	調査対象者の概要	13
2.	主として仕事をする場所	14
3.	契約方法、就業条件の明示	14
4.	報 酬	15
5.	仕事の内容	15
6.	事業所出社の有無等	15
7.	O A 機器について	16
8.	作 業 時 間	17
9.	事業所からの指示	18
10.	休憩、不就労日について	19
11.	知識、技能の取得	20
12.	仕事に対する満足度	20
13.	在宅就業の開始時期、就業理由	21
14.	就 職 経 路	22

15. 在宅就業前の就業状況	23
16. 在宅就業における問題	23
17. 在宅就業に関する家族の反応	24
18. 在宅就業に対する今後の考え方	24
19. 社会保険の加入状況	25
20. 複数の事業所からの請負	25
Ⅳ ま と め	26

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、各種OA機器（ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ、端末機等）を利用して、主として自宅で仕事をする就業形態（以下「在宅就業」という。）が増加していることにかんがみ、その実態を明らかにするため、事業所から委託されている在宅就業者の就業条件、就業時間管理、健康管理等の実態、今後の見通し等について事例調査し、今後の行政施策を進める上での基礎資料とすることを目的とした。

2 調査の範囲

(1) 地域

福島、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、広島、福岡

(2) 調査対象

イ 事業所

主として、印刷業、出版業、情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業）、速記・筆耕業に属する事業所のうちから、在宅就業を実施している約100事業所とした。

ロ 個人

イに掲げる事業所から、仕事の委託を受けている在宅就業者約200名とした。

3 調査事項

(1) 事業所に関する事項

イ 企業の属性

ロ 在宅就業制度導入の状況

ハ 在宅就業者の状況（人員、仕事の内容等）、就業実態、就業条件、就業時間管理、健康管理等の状況

ニ 今後の見通し

(2) 個人に関する事項

- イ 在宅就業者の属性（男女、配偶関係等）
- ロ 就労働機、就業前の状況
- ハ 就業状況等
- ニ その他

4. 調査の対象期日

原則として、昭和63年10月1日現在について行った。

5. 調査の実施期間

昭和63年10月1日から11月30日までに実施した。

6. 調査の方法

(1) 調査票

- イ この調査は、事業所票及び個人票により行った。
- ロ 事業所票には事業所に関する調査事項、個人票には就業者に関する調査事項を記載した。

(2) 調査の方法

都道府県労働基準局の職員が、在宅就業を実施している事業所の中から電話等で対象を選定のうえ訪問し、面接調査（実地他計）の方法により、事業所票及び個人票をそれぞれ一部作成した。

(3) 調査機関

労働省婦人局 — 都道府県労働基準局

7. 調査実施件数

調査を実施した結果、作成した事業所票は108件、個人票は207件であった。

8. 調査結果の利用上の注意

M. A. (Multiple Answer) の表示のある統計表は、複数回答であるから、百分比は合計しても必ずしも100とはならない。

Ⅱ 事業所調査結果の概要

1 調査対象事業所の概要

(1) 事業所の事業内容

印刷業を中心に調査を実施したこともあり、印刷業を専門としている事業所が 50.9%、なんらかの形で印刷業に関わっている事業所は 81.5% となっている（第 1 図、第 1 表）。

第 1 図 事業内容

印刷業関連 81.5%				印刷業を除く事業 18.5%
印刷業のみ 50.9%	印刷業と情報 処理サービス業 13.9%	印刷業と 出版業 4.6%	印刷業と 他の事業 12.0%	

第 1 表 事業内容

M. A. (%)

計	印刷業	出版業	ソフト ウェア業	情報処理 サービス業	情報提供 サービス業	速記・ 筆記業	その他
100.0	81.5	12.0	13.9	30.6	5.6	8.3	1.9

(2) 事業所規模

従業員「29人以下」の事業所が 57.4%、「30～99人」の事業所が 31.5% と小規模の事業所が多い（第 2 表）。

第 2 表 事業所規模

(%)

計	～29人	30～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300人 以上
100.0	57.4	31.5	8.3	0.9	1.9

2 在宅就業制度導入の時期、目的

(1) 在宅就業制度導入の時期

ワープロ等のOA機器が普及しはじめた昭和60・61年が一番多く、50%を占めている(第3表)。

第3表 在宅就業導入の時期

(%)

計	昭和57年以前	昭和58・59年	昭和60・61年	昭和62・63年
100.0	12.0	14.8	50.0	23.1

(2) 在宅就業制度導入の目的、経緯

「印刷工程におけるワープロ初期入力についての外注」が38.9%と一番多く、「業務量増加に対し、人件費抑制等の観点から外注」が27.8%、「一時的な業務の集中に対処するため外注」したのが14.8%等となっている(第4表)。

第4表 在宅就業導入の目的・経緯

(%)

計	印刷工程におけるワープロ初期入力についての外注化	業務量増加に対し、人件費抑制等の観点から外注化	一時的な業務の集中に対処するため外注化	結婚、出産等により退職した技術者を活用するため	その他
100.0	38.9	27.8	14.8	11.1	7.4

3 在宅就業従事者の構成

在宅就業従事者のほとんどが雇用者以外の外注委託、請負、登録等による在宅就業者となっており、その数は一事業所当たり5.7人となっている(第5表)。

第5表 在宅就業従事者

(%)

	計	雇用者であって 在宅勤務者	その他の在宅 就業者
男 女 計	1 0 0.0	1.6	9 8.4
男	1 0 0.0	3.6	9 6.4
女	1 0 0.0	1.5	9 8.5

註 「雇用者であって在宅勤務者」については、調査対象から除外した。

4. 使用機器に関する状況

(1) 使用機器の所有関係

使用OA機器の所有関係をみると、「在宅就業者の所有」する機器が43.6%あるのに対し、事業所から在宅就業者へ貸与した機器が53.1%となっている。事業所が在宅就業者へ貸与する場合、「有償貸与」が23.4%、「無償貸与」が79.7%となっている(第6表)。

第6表 使用機器の所有関係

(%)

計	事業所がリース し、在宅就業者 への再貸与	事業所が購入し、 在宅就業者へ貸 与	在宅就業者の所 有	第3者からの在 宅就業者へのリ ース
1 0 0.0	1 3.4	3 9.7	4 3.6	3.3

(2) 機器等の維持・補修費用の負担

「機器本体の補修」、「用紙・リボン等消耗品」の負担については、「会社は負担しない」という事業所が若干多くなっており、各々55.6%、53.7%となって

第7表 機器の維持・補修費用の負担

M・A・(%)

	計	会 社 の 全 額 負 担	会 社 の 一 部 負 担	会 社 は 負担しない
機器(本体)の補修	1 0 0.0	4 1.7	4.6	5 5.6
フ ロ ッ ピ ー 等	1 0 0.0	7 0.4	5.6	2 2.2
用紙・リボン等消耗品	1 0 0.0	3 8.0	5.6	5 3.7

いる。これに対し、「フロッピー等」の負担については「会社の全額負担」という事業所が70.4%と多くなっている（第7表）。

5. 在宅就業者の報酬等に関する状況

(1) 報酬の形態

報酬を定める基準として多いのは、「一文字当たり」、「用紙一枚当たり」という基準である。その他、若干ではあるが「一行当たり」、「一時間当たり」というものやソフトウェア業などで「1プログラミング1ステップ当たり」という決め方をしている事業所がある。

(2) 報酬の決定要因

報酬（工賃を含む。）の決定要因として多いのは、「発注者の受注単価」が43.5%、「工賃等の地域相場」が42.6%、「類似の作業工程の工賃」が35.2%となっている（第8表）。

第8表 報酬の決定要因

M. A. (%)

計	発注者の 受注単価	工賃等の 地域相場	類 似 の 作業工程 の 工 賃	当人の技 量・経験	自社の類 似作業の 従業員の 給 与 額	地域の最 低賃金額	そ の 他
100.0	43.5	42.6	35.2	27.8	18.5	4.6	7.4

(3) 報酬の加算・減額要因

加算要因として多いのは「原稿内容の難易度」によるもの、「納期期日の長短」によるもので、減額要因として多いのは、「誤りの多い場合」となっている。

(4) 最低保障制度の有無

最低保障制度（不就労手当など）の有無についてみると、「制度がある」という事業所は5.5%にすぎず、63.0%は「ない」と答えている（第9表）。

(5) 報酬以外の経済的援助

報酬（工賃を含む。）以外の経済的援助について「ある」のは36.1%で、「なし」は63.9%となっている。「交通費を支給」しているのは「ある」場合の64.1

％となっている（第10表）。

第9表 最低保障制度の有無

(%)

計	制 度 が あ る	制度はないが、 最低量の仕事を 発注している	な い
1 0 0.0	5.5	3 1.5	6 3.0

第10表 報酬以外の経済的援助

(%)

計	あ り	(内 容 、 M . A .)		な し
		交 通 費	そ の 他	
1 0 0.0	1 0 0.0 3 6.1	6 4.1	4 6.2	6 3.9

6. 就業時間管理の状況

(1) 就業時間の規制状況

イ 作業時間の規制の有無

1日、1週、1か月の作業時間の規制（指示、指導を含む。）の有無について、「ある」という事業所は4.6％にすぎず、95.4％が「ない」となっている（第11表）。

第11表 作業時間の規制の有無

(%)

計	あ る	な い
1 0 0.0	4.6	9 5.4

ロ VDTに関する作業時間規制の有無

VDT作業に対する規制（指示、指導を含む。）についても「ある」事業所が7.4％にすぎず、「ない」事業所が92.6％となっている（第12表）。

第 1 2 表 V D T 作業時間の規制の有無

(%)

計	あ	る	な	い
1 0 0.0		7.4		9 2.6

(2) 出社の有無

「定期的に出社する日を決めている」のは 1.9 %で、「必要な都度出社すること
に決めている」事業所は 4 9.1 %となっている。また「出社する必要がある」事業
所については 2 3.1 %ある（第 1 3 表）。

第 1 3 表 出社の有無・頻度

(%)

計	定期的に出社する 日を決 めている	必要な都 度出社す ることに 決めてい る	(頻 度)				決 め て い な い	出社する 必要がな い
			週 1 日	週 2 日	週 3 日	不特定		
1 0 0.0	1.9	1 0 0.0 4 9.1	1 3.2	1 5.1	1 1.3	6 0.4	2 5.9	2 3.1

※ 「定期的に出社する日を決めている」事業所数は少ないのでその頻度は本集計では省略した。

7. 在宅就業者の募集、選抜方法等

(1) 募集方法

在宅就業者の募集方法として「社員、知人等縁故」が 5 0.9 %と一番多く、次い
で「求人者からの問い合わせ」が 2 4.1 %、「新聞広告」が 2 2.2 %、「退職者の中
から選抜」が 1 7.6 %となっている（第 1 4 表）。

第 1 4 表 募 集 方 法

M. A. (%)

計	退職者 の中か ら選抜	社員・ 知人等 縁 故	新聞 広告	チラシ、 折込み 広 告	求 人 情報誌 (紙)	求人者 からの 問 合 せ	専修・ 各種学 校等の 紹介名 簿	パート バンク、 安定所	その他
1 0 0.0	1 7.6	5 0.9	2 2.2	1 5.7	1 1.1	2 4.1	5.6	9.3	5.6

(2) 募集選択の際の資格要件、特に重視する事項

「技能・経験を有すること」を重視する事業所が37.0%と多いが、「会社の機種と互換性のあるものを所持している人」が22.2%、「会社の近くに在住する人」が18.5%とこうした要件についても重視している事業所が多い（第15表）。

第15表 募集選択の際の資格要件

M. A. (%)

計	技能・経験を有すること	会社の機種と互換性のあるものを所持している人	会社の近くに在住する人	納期について無理がきくこと	信頼でき、責任感のある人	その他
100.0	37.0	22.2	18.5	11.1	7.4	13.0

8. 教育、指導状況

(1) 当初の契約時における教育訓練・講習の有無

導入教育が「ある」という事業所が44.4%、「ない」という事業所が55.6%で、ある場合、その講習が有料なのは12.5%で、87.5%が無料となっている（第16表）。

第16表 当初契約時講習の有無、ある場合の講習料の有料、無料について

(%)

計	あ る			な い
		有 料	無 料	
100.0	100.0 44.4	12.5	87.5	55.6

(2) 契約期間中の教育訓練・講習の有無

契約後、請負契約の期間中に、フォローアップ等教育訓練・講習について、「ある」という事業所は35.2%、「体系的な教育訓練は行わないが、発注の際に、段階的に高度な技術を要する仕事を与えることにしている」という事業所が21.3%、なにもしていない事業所が43.5%となっている。なお「ある」場合も、定期的に

実施している事業所はなく、「必要な都度」実施している（第17表）。

第17表 契約期間中の講習の有無、ある場合の
頻度、講習料の有料、無料について

(%)

計	あ る	頻 度		講 習 料		体系的な教育訓練は行わないが、発注の際に、段階的に高度な技術を要する仕事を与えることにしている	な い
		定 期 的	必要な都度	有 料	無 料		
100.0	100.0 35.2	0.0	100.0	0.0	100.0	21.3	43.5

(3) VDT作業従事者に対する労働安全教育の有無及びその内容

VDT作業従事者に対する労働安全教育について「ある」のは6.5%にすぎず、93.5%が「ない」となっている（第18表）。

第18表 VDT作業従事者に対する
安全教育の有無

(%)

計	あ る	な い
100.0	6.5	93.5

9. 在宅就業者の健康管理

(1) 健康診断等

健康診断（就業前、定期）について実施している事業所は非常に少ない。

また、在宅就業者からの相談・訴えについて「健康上の問題に関して」が6.5%、「それ以外の問題に関して」が14.8%となっている（第19表）。

(2) 作業環境改善のための補助・援助

ブラインドの支給、机・椅子の支給などの作業環境改善のための補助・援助が「ある」事業所が10.2%、「ない」事業所が89.8%となっている（第20表）。

第 19 表 在宅就業者の健康管理状況

(%)

計	就 業 前 健 康 診 断		定 期 健 康 診 断		健康診断に 基づく指導		健康上の問 題に関する 相談・訴え		健康を除くその 他の問題に関す る相談・訴え	
	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない
100.0	0.9	99.1	3.7	96.3	0.0	100.0	6.5	93.5	14.8	85.2

第 20 表 作業環境改善のための
補助、援助の有無

(%)

計	あ る	な い
100.0	10.2	89.8

1Q 在宅就業制度の導入結果の状況

(1) 予想成果の達成状況

「予想以上であった」が11.1%、「ほぼ予想どおりであった」が75.9%と多くが期待した効果が得られたとしている(第21表)。

第 21 表 予想成果の達成状況

計	予 想 以 上 で あ っ た	ほ ぼ 予 想 ど お り で あ っ た	予 想 し た ほ ど で な っ た	予 想 に ま る で 達 し な っ た
100.0	11.1	75.9	13.0	0.0

(2) 予想した結果のうち達成された項目

予想した項目のうち、達成されたものは「受注量の増減に柔軟に対応できる」が76.9%、「社内でこなすよりもコストを節約できる」が51.9%、「正社員の仕事の補完にはなる」が49.1%などが多くなっており、コスト削減の点から在宅就業制度が取り入れられていることが判断される(第22表)。

(3) ネックとなった事項

ネックとなった事項として、「仕事に繁閑があり、仕事量の継続的確保が難しい」

第 2 2 表 予想した結果のうち達成された項目

M. A. (%)

計	受注量の増減に柔軟に対応できる	社内でこなすよりもコストを節約できる	正社員の仕事の補完にはなる	在宅就業者に喜ばれる	結婚、育児等による退職者の活用ができる	要求された技能のある者を見出せる	正社員なみに仕事をこなす	その他
100.0	76.9	51.9	49.1	44.4	30.6	18.5	10.2	4.6

が 68.5%と多く、次いで「質の高い在宅就業者の確保が難しい」が 25.0%となっている(第 2 3 表)。

第 2 3 表 ネックとなった事項

M. A. (%)

計	仕事に繁忙があり、仕事量の継続的確保が難しい	質の高い在宅就業者の確保が難しい	仕事の管理、納期の厳守などが難しい	在宅就業者のレベルの向上、モラルの維持などが難しい	OA機器の価格が高すぎる	具体的に誰に割り振るかが難しい	通信コストがかかりすぎる	その他
100.0	68.5	25.0	16.7	12.0	12.0	11.1	4.6	18.5

(4) 在宅就業の今後について

在宅就業について、今後さらに「拡大」と見込まれる事業所が 64.8%あり、「縮小」は 0.9%にすぎない(第 2 4 表)。

第 2 4 表 在宅就業の今後について

(%)

計	拡大	現状維持	縮小	中止	分からない
100.0	64.8	29.6	0.9	0.0	4.7

Ⅲ 個人調査結果の概要

1 調査対象者の概要

(1) 性別

女子が97.6%とほとんどである(第25表)。

第25表 性別

(%)

計	男	女
100.0	2.4	97.6

(2) 年齢、配偶関係

30才以上40才未満が47.3%となっており、次いで40才以上50才未満が27.5%で、30～50才の主婦が多いものと思われる(第26表)。

第26表 年齢構成、配偶関係

(%)

計	20才以上 30才未満	30才以上 40才未満	40才以上 50才未満	50才以上 60才未満	60才以上	N. A.	有配偶	死・離別	未婚	N. A.
100.0	18.4	47.3	27.5	4.9	0.5	1.4	85.5	5.8	8.2	0.5

(3) 同居家族数

本人を含めた同居家族をみると、4人が41.1%と多く、2～5人が約9割を占めている(第27表)。

第27表 同居家族数

(%)

計	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
100.0	2.9	15.5	20.3	41.1	12.6	7.7

2. 主として仕事をする場所

主として仕事をする場所は「主に自宅」という者が97.1%と大部分を占めている（第28表）。

第28表 主として仕事をする場所

(%)

計	主に自宅	その他
1000	97.1	2.9

3. 契約方法、就業条件の明示

(1) 契約方法

契約方法としてほとんどが「委託先（事業所）からその都度受注する」（98.0%）となっている（第29表）。

第29表 契約方法

(%)

計	委託先（事業所）からその都度受注する	リーダーからその都度請負う	その他
100.0	98.0	1.0	1.0

(2) 就業条件の明示方法

就業条件の明示方法は、「口約束による」が73.9%となっており、「契約書等書面による」のは24.6%にすぎない（第30表）。

第30表 就業条件の明示方法

(%)

計	契約書等書面による	口約束による	その他
100.0	24.6	73.9	1.5

4. 報 酬

在宅就業者は、「一文字当たり」「一枚当たり」などで契約している者が多いようであるが、他に「1時間当たり」「一行当たり」等、様々な報酬形態で契約している。

5. 仕事の内容

ワープロ・パソコンによる文書、図表、データをフロッピーに入力するという仕事が87.0%と多くなっており、この形態は家内労働者の和文タイプの業務に類似している（第31表）。

第31表 仕事の内容

(%)

計	ワープロ、パソコンによる 文書、図表、 データ入力	電算写植機を 使つての採字	図面のトレー ス、版下作成	ソフトウェア 開 発	パンチマシ ーンによる パ ン チ
100.0	87.0	3.4	2.4	4.3	2.9

6. 事業所出社の有無等

(1) 事業所出社の有無

事業所に出社することがあるのは82.1%となっている（第32表）。

第32表 事業所出社の有無

(%)

計	あ る	な い
100.0	82.1	17.9

(2) 事業所出社回数

事業所へ出かけることのある者が1か月当たり出かける回数は25回以下がほとんどであるが1回から毎日まで散らばっている（第33表）。

第 3 3 表 1 か月当たり事業所出社回数

(%)

計	1 ～ 2 回	3 ～ 4 回	5 ～ 6 回	7 ～ 9 回	1 0 ～ 1 5 回	2 0 ～ 2 5 回	毎 日	決まっ ていな い	そ の 他
1 0 0.0	1 1.2	1 1.2	1 2.9	8.2	2 1.8	5.9	2.4	1 5.3	1 1.2

(3) 事業所出社する理由

「製品等の受渡し」が 7 8.2 % となっており、次いで「仕事の打合せ、問い合わせ」が 5 9.4 % となっている（第 3 4 表）。

第 3 4 表 事業所に出社する理由

M. A. (%)

計	事 前 の 打 合 せ	材料・用品 等の受領	仕 事 の 打 合 せ、 問 い 合 せ 等	製 品 等 の 受 渡 し	そ の 他
1 0 0.0	1 5.3	2 8.2	5 9.4	7 8.2	5.3

(4) 事業所に出社する必要のない理由

事業所の人が自宅まで来てくれるなどの方法によるものが 6 7.6 % となっており、宅配便、バイク便などの方法で行うものは、2 4.3 % となっている（第 3 5 表）。

第 3 5 表 事業所に出社する必要のない理由

M. A. (%)

計	事業所との 連 絡 は 必 要 な い	事業所との 連 絡 は ファックス で 行 う	事業所との 連絡はモデ ムで行う	事業所との 連絡は宅配 便、バイク 便で行う	他の方法 で行う
1 0 0.0	2.7	2.7	2.7	2 4.3	6 7.6

7. O A 機器について

(1) 使用 O A 機器の所有関係

在宅就業者の自己所有という者は、「新たに購入した」者が 3 0.4 %、「以前から所有していたものを利用している」者が 1 5.9 % であるのに対し、借りていると

いう者は、「事業所から無料で借りている」者が33.3%、「リース会社から借りている」者が7.7%となっている（第36表）。

第36表 使用しているOA機器の所有関係

M. A. (%)

計	以前から 所有して いたもの を利用し ている	新 た に 購入した	リース会 社から借 りている	以前はリ ース会社 から借り ていたが 現在は自 己所有で ある	事業所か ら無料で 借りてい る	事業所か ら有料で 借りてい る	そ の 他
100.0	15.9	30.4	7.7	13.5	33.3	2.4	1.0

(2) OA機器を置いている場所

OA機器を置いている場所で多いのは「仕事部屋」が33.8%、「専用のコーナー」が31.4%となっており、また「居間」は21.3%と続いている。その他の中には「食卓の上」「応接間」なども含まれる（第37表）。

第37表 OA機器設置場所

(%)

計	仕事部屋	専用のコーナー	居間	そ の 他
100.0	33.8	31.4	21.3	13.5

8. 作業時間

(1) 1日の作業時間

1日の作業時間についてはかなりばらつきがあり、「4時間未満」が24.6%、「5時間以上6時間未満」が20.8%、「4時間以上5時間未満」が15.9%、また「8時間以上」が15.0%となっている（第38表）。

第38表 1日の作業時間

(%)

計	4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上	不規則
100.0	24.6	15.9	20.8	13.0	2.4	15.0	8.3

(2) 1 週間の作業時間

1 週間の作業時間についても、10 時間以上 40 時間未満が全体の 6 割を占めているが、10 時間未満の短い者が 6.3 %、50 時間以上の長時間の者が 6.8 %などばらつきがある（第 39 表）。

第 39 表 週作業時間

(%)

計	10 時間 未満	10 時間 以上 20 時間 未満	20 時間 以上 30 時間 未満	30 時間 以上 40 時間 未満	40 時間 以上 50 時間 未満	50 時間 以 上	そ の 他 不 明
100.0	6.3	19.8	20.3	19.3	9.2	6.8	18.4

(3) 主に作業する時間帯

多い時間帯は「午後」が 65.2 %、「午前中」が 46.4 %、「夜」が 42.0 %となっており、深夜（10.6 %）や、早朝（2.4 %）なども若干作業している（第 40 表）。

第 40 表 作業時間帯

M. A. (%)

計	早 朝 (午前9時 以前)	午 前 中	午 後	夜	深 夜 (午後11時 以降)	そ の 他
100.0	2.4	46.4	65.2	42.0	10.6	7.7

9. 事業所からの指示

(1) 作業時間についての事業所からの指示

作業時間について事業所から指示があるのは 2.9 %にすぎない（第 41 表）。

(2) 健康管理、安全衛生について事業所からの指示

健康管理、安全衛生についても事業所から指示を受けているのは 5.8 %にすぎない（第 42 表）。

第 4 1 表 作業時間についての事業所からの指示

(%)

計	あ	る	な	い
1 0 0.0		2.9		9 7.1

第 4 2 表 健康管理、安全衛生についての事業所からの指示

(%)

計	あ	る	な	い
1 0 0.0		5.8		9 4.2

10 休憩、不就労日について

(1) 休憩取得の有無

休憩をとるようにしているのが 7 2.5 %、とるようにしていないのが 2 7.5 %である（第 4 3 表）。

第 4 3 表 休憩の取得

(%)

計	休憩をとる	休憩をとらない
1 0 0.0	7 2.5	2 7.5

(2) 作業時間と休憩時間

何時間作業を続けると休憩を取得するか、休憩をとる人についてみると、「作業 2 時間につき」休憩が 3 1.3 %、「作業 1 時間につき」休憩が 2 9.3 %となっている（第 4 4 表）。

第 4 4 表 作業時間と休憩時間

(%)

計	作業 1 時間 につき休憩	作業 2 時間 につき休憩	作業 3 時間 につき休憩	一定して いない	そ の 他
1 0 0.0	2 9.3	3 1.3	8.7	2 0.7	1 0.0

(3) 不就労日の有無等

不就労日が「ある」人は 8 5.5 % となっており、ある場合について、「事業所から指示されている」人が 1 4.7 %、「自主的に行っている」人が 7 2.9 % となっている（第 4 5 表）。

第 4 5 表 不就労日の有無及び内容

(%)

計	不就労日 がある	事業所から指 示されている	自主的に行 っている	そ の 他	不就労日 がない
	1 0 0.0 8 5.5	1 4.7	7 2.9	1 2.4	1 4.5

11 知識、技能の取得

現在の仕事に必要な知識や技能の取得については、「事業所で開かれた学習会などに参加して」が 3 6.7 % と多く、「専修、各種学校で」が 2 4.2 %、「以前の勤務先で」が 2 2.7 % とつづいている（第 4 6 表）。

第 4 6 表 知識、技能の取得

M. A. (%)

計	事業所で 開かれた 学習会な どに参加 して	専修、各 種学校で	以 前 の 勤務先で	学校教育 を受けて	自 分 で 講 習 会 な ど に 参加して	公共職業 訓練校、 就業援助 センター 等で	そ の 他
1 0 0.0	3 6.7	2 4.2	2 2.7	3.4	1.5	1.4	1 0.1

12 仕事に対する満足度

(1) 賃金、報酬、工賃に対する満足度

満足している者が 3 5.8 %（「大変満足している」が 6.3 %、「まあ満足している」が 2 9.5 %）で、不満である者が 2 7.1 %（「大変不満である」が 3.9 %、「やや不満である」が 2 3.2 %）と満足している人が若干多い（第 4 7 表）。

第 4 7 表 賃金、報酬、工賃に対する満足度

(%)

計	大変満足 している	まあ満足 している	普 通	やや不満 である	大変不満 である	わからない
100.0	6.3	29.5	31.4	23.2	3.9	5.7

(2) 労働時間に対する満足度

「ちょうどよい」という者が 61.4%と多く、「長すぎる」という者は 7.2%、「短かすぎる」という者は 10.6%となっている(第 4 8 表)。

第 4 8 表 労働時間に対する満足度

(%)

計	長 ず ぎ る	ち ょ う ど よ い	短 か す ぎ る	わ か ら な い
100.0	7.2	61.4	10.6	20.8

(3) 仕事の内容に対する満足度

仕事の内容に対しては「大変満足している」が 6.3%、「まあ満足している」が 42.0%、一方「大変不満である」が 3.4%、「やや不満である」が 10.1%と満足度が高くなっている(第 4 9 表)。

第 4 9 表 仕事の内容に対する満足度

(%)

計	大変満足 している	まあ満足 している	普 通	やや不満 である	大変不満 である	わからない
100.0	6.3	42.0	32.4	10.1	3.4	5.8

13. 在宅就業の開始時期、就業理由

(1) 在宅就業の開始時期

在宅就業を始めた時期は、昭和 60 年以降が 85.0%とここ数年の間に始めた者が多い(第 5 0 表)。

第 5 0 表 在宅就業開始時期

(%)

計	昭和57年以前	昭和58・59年	昭和60・61年	昭和62・63年
100.0	3.9	11.1	43.5	41.5

(2) 就業理由

在宅就業で働いている理由として多いのは、「家の中で行える仕事であるから」(70.5%)、「自分で就業時間が自由に決められるから」(51.2%)、「専門的知識・技術を生かしたいから」(39.6%)、「家事、家族の世話をしなければならないから」(34.8%)となっている(第51表)。

第 5 1 表 就業理由

M. A. (%)

計	家の中で行える仕事である	自分で就業時間が自由に決められる	専門的知識・技能・技術を生かしたい	家事、家族の世話をしなければならない	子供に手がかからなくなった	近所に良い働き口がなかった	その他
100.0	70.5	51.2	39.6	34.8	17.4	1.9	5.8

14. 就職経路

就職経路で多いのは、「知人などからの紹介で」が41.1%となっているのが特徴的である。他に「新聞、雑誌等の広告、折込み、チラシにより」が25.6%となっている(第52表)。

第 5 2 表 就職経路

(%)

計	知人などからの紹介で	新聞、雑誌等の広告、折込み、チラシにより	勤めていた(いる)事業所の要請により	就業援助センター、内職センター等の紹介により	その他
100.0	41.1	25.6	17.4	4.3	11.6

15. 在宅就業前の就業状況

現在の在宅就業に就く直前の状況は、「何もしていなかった」人が50.7%と多く、雇用されていた人は34.3%と続いている（第53表）。

第53表 在宅就業前の就業状況

(%)

計	常用労働者 (フルタイ マー)だっ た	パート、ア ルバイト、 臨時工であ った	自 営 業	他の家内労 働をしてい た	何もしてい なかった	そ の 他
100.0	18.4	15.9	2.4	10.2	50.7	2.4

16. 在宅就業における問題

(1) 事業所とのトラブル

在宅就業者が現在の仕事をはじめてから事業者との間で何かトラブルがあった者は5.3%、ない者は94.7%となっている（第54表）。

第54表 事業所とのトラブル

(%)

計	あ る	な い
100.0	5.3	94.7

(2) 在宅就業の問題

現在の仕事をはじめてから特に問題となっていることは、「仕事量が一定しない」というのが一番多く（58.0%）、次いで、「収入が一定しない」（43.5%）、「目が疲れやすい」（40.6%）となっている（第55表）。

第 5 5 表 在宅就業の問題

M. A. (％)

計	仕事量が一定しない	収入が一定しない	目が疲れやすい	肩こりがする	納期に追われ、負担感が大きくなった	睡眠時間が短くなった	家事・育児がおろそかになった	イライラしやすくなった	その他
100.0	58.0	43.5	40.6	22.7	22.2	18.4	11.1	3.4	12.6

17. 在宅就業に関する家族の反応

在宅就業に関する家族の反応は、「家族が協力的になった」が 38.2％と一番多く、続いて「経済的に楽になり家族に喜ばれている」が 30.9％で全体として家族に受け入れられているようである（第 5 6 表）。

第 5 6 表 在宅就業に関する家族の反応

M. A. (％)

計	家族が協力的になった	経済的に楽になり、家族に喜ばれている	夫との会話が増えた	子供の世話が乱れた	家族の不満が生じた	その他
100.0	38.2	30.9	3.9	10.1	8.7	28.0

18. 在宅就業に対する今後の考え方

在宅就業に対する今後の考え方は、「これからも在宅就業の仕事を続けたい」という者が圧倒的に多く、約 9 割（89.9％）を占めている（第 5 7 表）。

第 5 7 表 在宅就業に対する今後の考え方

(％)

計	これからも在宅就業の仕事を続けたい	在宅就業の仕事をやめてパート、アルバイトとして働きたい	在宅就業の仕事をやめて正規従業員として働きたい	独立して自分で事業を行いたい	仕事をやめたい
100.0	89.9	3.9	1.9	3.4	0.9

19. 社会保険の加入状況

社会保険の加入状況を見ると、健康保険では被扶養者の健康保険（家族）に加入しているものが多く（63.3％）、国民健康保険の加入率は29.5％、本人名義の健康保険が2.4％となっている。年金については国民年金が28.5％、厚生年金が4.3％となっている（第58表）。

第 5 8 表 社会保険の加入状況

M. A. (%)					
国民健康保険	健康保険 （本人）	健康保険 （家族）	共済保険	厚生年金	国民年金
29.5	2.4	63.3	5.3	4.3	28.5

20. 複数の事業所からの請負

複数の事業所からの請負については、「現在請負っている」人が17.9％、「過去には請負ったことがある」のが10.6％となっており、「1社のみ請負っている」人が約7割を占める（第59表）。

第 5 9 表 複数の事業所からの請負

計	過去には請負ったことがある	現在請負っている	1社のみ請負っている
100.0	10.6	17.9	71.5

Ⅳ ま と め

この調査によると、昭和60年以降にME機器を用いた在宅就労の就業形態を導入している例が多くなっている。今後もこの就業形態は、企業にとってコストの有利性などから、また、就業者も家事との両立などの点から需要・供給双方のニーズが一致することにより、今後増加するものと考えられる。

この就業者については、労働基準法、家内労働法等既存の労働法令が原則として適用されないのであるが、その就業実態等を今回の調査でみると、次のような姿がうかびあがっている。

- ① まず、就業条件の明確化においては、契約書等書面による明示が24.6%にすぎず、口約束による明示が73.6%とかなり多くなっている。
- ② 次に、報酬の面においては、業務依頼の繁閑の差が著しく、従って収入が一定しない出来高給によるものがほとんどであり、また、報酬以外の経済的援助もないようである。
- ③ さらに、健康管理については、健康診断の実施率は非常に低く、VDT作業従事者に対する労働安全衛生教育についてもほとんど実施されていない。
- ④ また、作業時間に対する規制はされておらず、長時間の作業もみられるところである。
- ⑤ また、社会保険については、本人名義の健康保険や厚生年金の適用は低くなっている。

(参 考)

昭和 6 3 年 在宅就業訪問調査 事業所票

労 働 省

整理番号

※在宅就業とは、各種OA機器（ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ、

端末機等）を利用して、主として自宅で仕事をする就業形態をいう。

調査年月日	昭和 年 月 日	都道府県名	調査員氏名
-------	----------	-------	-------

○ 事業所の概要

事業所名	Tel (内線)				
所在地					
企業規模	1 300人以上	2 200～299人	3 100～199人以下	4 30～99人	5 29人以下
事業所規模	1 300人以上	2 200～299人	3 100～199人以下	4 30～99人	5 29人以下
面接者	セクション名			氏名	

問1 事業内容（M. A. 該当する事業はすべて○印で囲み、主たる業務には①印で囲む。）

- 〔 1 印刷業（謄写印刷業を除く。）、2 出版業、3 ソフトウェア業、4 情報処理サービス業、
5 情報提供サービス業、6 速記・筆記業（タイプライティング請負業等）、7 その他 〕

簡単に事業内容を記入する

問2 事業所の組織概要及び在宅就業制度導入の時期、部門、経緯等に関する状況

(1) 企業、事業所組織の概略（既存の事業所概要、案内書等に記載されていれば、添付することでする。）

(2) 在宅就業導入時期 昭和 年 月頃

(3) 在宅就業導入の目的、経緯

(4) 在宅就業導入部門（在宅就業を実施・管理している部門名、担当責任者の役職名等を含む。）

問3 在宅就業従事者の構成

（注1）在宅就業従事者については、雇用者又はその他の外注委託、請負、登録等による在宅就業者（家庭内職を含む。）に区分して計上する。但し、区分に関し、2か3かが判然としない場合には、1の「計」の欄のみの記入で足りる。

区 分	計	男 子	女 子
1 計	人	人	人
2 雇用者であって、在宅勤務者	人	人	人
3 その他の在宅就業者	人	人	人

）→この層は調査の対象から除く。

※ 以下の設問については、上記の「その他の在宅就業者」又は「計」の欄のみに記入したものを対象として記入するものとし、2「雇用者」については記入を要しない。

問4 在宅就業の仕事の内容及び管理の方法（仕事の流れ）についてのフローチャート

問5 在宅就業者が使用しているOA機器に関する状況

(1) 使用機器の種類と製品名（メーカー、機種、台数及び金額）（注2）但し、分かっている場合にのみ記入する。

(2) 使用機器の所有関係・台数及び貸与条件

- | | | | | |
|-----------------------|---|---|---------|------|
| 1 事業所がリースし、在宅就業者への再貸与 | 台 | } | 1 有償貸与（ | 円／月） |
| 2 事業所が購入し、在宅就業者へ貸与 | 台 | | 1 無償貸与 | |
| 3 在宅就業者の所有 | 台 | | | |
| 4 第3者からの在宅就業者へのリース | 台 | | | |

(3) 機器（本体の他、用紙、リボン等消耗品を含む。）の維持・補修費用の負担

- | | | | |
|--------------|-------------|-----------|-------------|
| 1 機具（本体）の補修 | 〔 1 会社の全額負担 | 2 会社の一部負担 | 3 会社は負担しない〕 |
| 2 フロッピー等 | 〔 1 会社の全額負担 | 2 会社の一部負担 | 3 会社は負担しない〕 |
| 3 用紙、リボン等消耗品 | 〔 1 会社の全額負担 | 2 会社の一部負担 | 3 会社は負担しない〕 |
| 4 その他〔具体的に | | | 〕 |

問6 在宅就業者の報酬等に関する状況

(1) 報酬（工賃を含む。）の形態及びその水準

- | | | | | | |
|--------|--------|------|--------|----|----|
| 1 出来高給 | 〔 業務内容 | 〕単位〔 | に当たり〕〔 | 円～ | 円〕 |
| | 〔 # | 〕単位〔 | に当たり〕〔 | 円～ | 円〕 |
| 2 その他 | 〔 # | 〕単位〔 | に当たり〕〔 | 円～ | 円〕 |
| | 〔 # | 〕単位〔 | に当たり〕〔 | 円～ | 円〕 |

(2) 在宅就業者の報酬（工賃を含む。）の決定要因（M. A. 該当する事業はすべて○印で開み、主たる業務には◎印で開む。）

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 自社の類似作業の従業員の給与額 | 5 発注者の受注単価 |
| 2 類似の作業工程の工賃 | 6 当人の技量・経験 |
| 3 工賃等の地域相場 | 7 その他〔具体的に |
| 4 地域の最低賃金額 | 〕 |

(3) 報酬の加算、減額要因（仕事の難易度、納期期日の長短等具体的に記入する。）

(4) 最低保障制度（不就労手当など）の有無及びその内容

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1 制度がある | → [その内容を具体的に： |
| 2 制度はないが、最低量の仕事を発注している。 | |
| 3 ない | |

問7 在宅就業者に対する報酬（工賃を含む。）以外の経済的援助（例えば、交通費、電気代、通信費、旅行費用等の支給）

問8 在宅就業者の就業時間管理の状況

(1) 就業時間の規制状況

① 1日、1週、1か月の作業時間規制（指示、指導を含む。）の有無及びその内容

- 1 ある → その内容を具体的に；
2 ない

② V D Tに関する作業時間規制（指示、指導を含む。）の有無及びその内容

- 1 ある → その内容を具体的に；
2 ない

(2) 出社の有無・頻度・理由

- 1 定期的に出社する日を決めている。
2 必要な都度出社することに決めている。
3 決めていない。
4 出社する必要がない。
- ① 頻度
1週〔 〕日程度
1か月〔 〕日程度
- ② 理由
用件を具体的に；

問9 在宅就業者の募集、選抜方法等

(1) 募集、選抜方法

1 退職者の中から選抜 (M. A.)

2 一般からの募集 →

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 社員、知人等縁故 | 5 求人者からの問い合わせ |
| 2 新聞広告 | 6 専修・各種学校等の紹介名簿 |
| 3 チラシ、折込み広告 | 7 パートバンク、安定所 |
| 4 求人情報誌（紙） | 8 その他〔 〕 |

3 その他〔その内容を具体的に；

(2) 募集・選抜の際の資格要件、特に重視する事項（具体的に記入する。）

問10 教育、指導状況

(1) 当初の契約時における教育訓練・講習の有無及びその内容

- 1 ある → その内容を具体的に；
2 ない
- 1 講習料は有料 → 金額〔 〕円〕
2 # 無料

(2) その後における教育訓練・講習の有無及びその内容

- 1 ある → 1 定期的 → その内容を具体的に；
2 必要な都度 →
- 1 講習料は有料 → 金額〔 〕円〕
2 # 無料

2 体系的な教育訓練は行わないが、発注の際に、段階的に高度な技術を要する仕事を与えることにしている。

〔技術指導をする際の仕組み等のルールがあれば、その内容を具体的に；

3 ない

(3) V D T作業従事者に対する労働安全教育の有無及びその内容

- 1 ある → その内容を具体的に；
2 ない

問11 在宅就業者の健康管理に関する指導の有無及びその内容

(1) 就業前健康診断（視力検査、眼位検査、調整機能調査、眼圧調査等を含む。）実施の有無及びその内容

- 1 ある → その内容を具体的に；
2 ない

- 30 —

昭和63年在宅就業訪問調査 個人票

整理番号

調査年月日	昭和	年	月	日	都道府県名	調査員氏名
-------	----	---	---	---	-------	-------

○ 在宅就業者の属性

主たる委託者(事業所)名				所在地(Tel)					
男女別	1 男子	2 女子	年齢	配偶関係	1 有配偶	2 死・離別	3 未婚	同居家族数(含本人)	人

問1 主として仕事をする場所

- 1 主に自宅
- 2 その他〔リーダー宅等具体的に：〕

問2 契約の方法及び報酬の形態等

(1) 契約方法

- 1 委託先(事業所)からその都度受注する。
- 2 リーダーからその都度請負う。
- 3 その他〔具体的に〕

(2) 就業条件の明示方法

- 1 契約書等書面による
- 2 口約束による
- 3 その他〔具体的に〕

(3) 報酬の形態

- 1 出来高給 単位〔 〕当たり〔 〕円
- 2 その他 〔 〕当たり〔 〕円

問3 仕事の内容(例えば、ワードプロセッサを使つての原稿の整理等具体的に記入する。)

問4 仕事のために、委託先(事業所)に出かけますか。

- 1 ある → 1 か月当たり〔 〕回位
その理由(M. A.)
① 事前の打合わせ
② 材料、用品等の受領
③ 仕事の打合わせ、問合わせ等
④ 製品等の受渡し
その理由 ⑤ その他〔 〕
- 2 ない → ① 事業所との連絡は必要ない。
② " ファックスで行う。
③ " モデムで行う。
④ " 宅配便、バイク便で行う。
⑤ 他の方法で行う
〔具体的に〕

問5 仕事をする際に使用しているOA機器(ワードプロセッサ、ファックス、パーソナルコンピュータ等)の種類、機種等名

問6 使用しているOA機器の所有関係

- 1 以前から所有していたものを利用している。
- 2 新たに購入した。
- 3 リース会社から借りている。
- 4 以前はリース会社から借りていたが、現在は自己所有である。
- 5 事業所から無料で借りている。
事業所から有料で借りている。
- 6 その他〔具体的に〕

問7 OA機器を置いている場所(例えば、食卓の上、専用のコーナー・仕事部屋等、具体的に記入する。)

問8 作業時間

- (1) 1日の作業時間 平均〔 〕時間〔 〕分
- (2) 1週の作業時間 平均〔 〕時間〔 〕分
- (3) 主に作業する時間帯
1 早朝(午前9時以前) 4 夜
2 午前中 5 深夜(午後11時以降)
3 午後 6 その他
〔具体的に：〕

問9 就業実態

- (1) 作業時間について、事業所から指示されているか。
指示されている場合のその内容。
1 ある → 指示内容を具体的に：
2 ない
- (2) 健康管理、安全衛生について、事業所から指示されているか。指示されている場合のその内容。
1 ある → 指示内容を具体的に：
2 ない

問10 作業を何時間続けると、休むようにしているか。

休む時間はどれくらいか。

- 1 休むようにしている → 作業時間
2 " していない 〔 〕時間〔 〕分
につき
〔 〕時間〔 〕分

問11 不労日の有無及びその内容

- 1 不労日がある → 1 事業所から指示されている
- 2 " ない → 2 自主的に行っている
→ 1週につき〔 〕日

問12 現在の仕事に必要な知識や技能をどのようにして、身につけたか。

- 1 学校教育を受けて
- 2 専修、各種学校で
- 3 公共職業訓練校、就業援助センター、内職センターで
- 4 自分で講習会などに参加して
- 5 委託者（事業所）で開かれた学習会などに参加して
- 6 以前の勤務先で習得した
- 7 その他〔具体的に〕

問13 仕事についてどのように感じているか。

- (1) 現在の賃金、報酬、工資について
 - 1 大変満足している
 - 2 まあ満足している
 - 3 普通
 - 4 やや不満である
 - 5 大変不満である
 - 6 わからない
- (2) 現在の労働時間について
 - 1 長すぎる
 - 2 ちょうど良い
 - 3 短すぎる
 - 4 わからない
- (3) 仕事の内容について
 - 1 大変満足している
 - 2 まあ満足している
 - 3 普通
 - 4 やや不満である
 - 5 大変不満である
 - 6 わからない

問14 いつから、在宅就業を始めたか。また、在宅就業で働いている理由。

- (1) 始めた年月日 昭和〔 〕年〔 〕月頃から
- (2) 就業理由（M.A.）
 - 1 自分で就労時間が自由に決められる。
 - 2 子供に手がかからなくなった。
 - 3 家事、家族の世話をしなければならない。
 - 4 近所に良い働き口がなかった。
 - 5 家の中で行える仕事である。
 - 6 専門的知識・技能・技術を生かしたい。
 - 7 その他〔具体的に〕

問15 現在の仕事をどのような方法で見つけたか。

- 1 勤めていた（勤めている）事業所の要請により
- 2 知人などからの紹介で
- 3 新聞、雑誌等の広告、折込み、チラシにより
- 4 就業援助センター、内職センター等の紹介により
- 5 その他〔具体的に〕

問16 現在の仕事に就く直前の状況

- 1 常用労働者（フルタイム）だった。
- 2 パート、アルバイト、臨時雇だった。
- 3 自営業（農林漁業者、茶華道教授等）
- 4 他の家内労働をしていた。
- 5 何もしていなかった。
- 6 その他〔具体的に〕

問17 現在の仕事を始めてから委託者との間で何かトラブルがあったか。

- 1 ある → [その内容を具体的に；]
- 2 ない

問18 現在の仕事を始めてから、特に問題となっていることは何か（M.A.）。

- 1 仕事量が一定しない。
- 2 収入が一定しない。
- 3 目が疲れやすい。
- 4 イライラしやすくなった。
- 5 肩こりがする。
- 6 睡眠時間が短くなった。
- 7 納期に追われ、負担感が大きくなった。
- 8 家事、育児がおろそかになった。
- 9 その他〔具体的に〕

問19 在宅就業に関する家族の反応（M.A.）

- 1 経済的に楽になり、家族に喜ばれている。
- 2 家族が協力的になった。
- 3 夫との会話が増えた。
- 4 子供の世話が乱れた。
- 5 家族の不満が生じた。
- 6 その他〔具体的に〕

問20 在宅就業に対する今後の考え方

- 1 これからも在宅就業の仕事を続けたい。
- 2 在宅就業の仕事をやめて、パート・アルバイトとして働きたい。
- 3 在宅就業の仕事をやめて、正規従業員として働きたい。
- 4 独立して自分で事業を行いたい。
- 5 仕事をやめたい。

問21 社会保険の加入状況（M.A.）

- | | |
|------------|--------|
| 1 国民健康保険 | 4 共済保険 |
| 2 健康保険（本人） | 5 厚生年金 |
| 3 健康保険（家族） | 6 国民年金 |

問22 複数の委託者（事業所）から、仕事を請負ったことがありますか（M.A.）

- 1 過去には請負ったことがある。
- 2 現在請負っている。〔 〕社
- 3 1社のみ請負っている。

問23 在宅就業をする上で、困っていること、関心があること等行政に依頼したいことがあれば、自由に記述する。

